

身体的暴力

殴る、蹴る、突き飛ばす、物を投げつける、髪をひっぱる



性的暴力

性行為を強要する、避妊に協力しない、嫌がっているのに性的な映像を見せる・撮影をする

それ、DVです。

経済的暴力

生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、仕事を辞めさせない・辞めさせる



精神的暴力

思いどおりにならないと不機嫌になる、無視する、行動や交友関係を制限する、監視する、電話や手紙・メールをチェックする、見下したり人格を否定するようなことを言う

——— 約4人に1人が配偶者からの暴力を受けています ———

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人、パートナーからの暴力のことです。内閣府の調査※では、約4人に1人は「配偶者から暴力を受けたことがある」との結果が出ています。また、この調査で、被害を受けた女性の約4割、男性の約6割はどこにも、誰にも相談していないことがわかりました。「相談するほどのこと

ではないから」「自分にも悪いところがあるから」「殴られたわけではないから」「もう少し我慢できるかも」と感じて、一人で抱えず、専門機関に相談してください。

☎ 男女共同参画推進センター ☎3647-1163、FAX5683-0340

※男女間における暴力に関する調査(令和3年3月公表)

DVかな?と思ったらご相談を

江東区の相談窓口

女性のなやみとDVホットライン

☎3647-9551 電話・面接相談
 月～土曜(9:00～17:00)
 ※木曜のみ20:00まで
 ※祝日、年末年始を除く
 ※面接相談は要予約
 ※女性相談員が対応

LGBT等電話相談

☎3647-1171 電話相談
 毎月第3木曜(17:00～20:00)
 ※祝日を除く

男性DV電話相談

☎3647-1171 電話相談
 毎月第1木曜(16:00～20:00)
 ※祝日、年始を除く
 ※男性相談員が対応

女性のための法律相談(要予約)

☎5683-0341 面接相談
 (男女共同参画推進センター)
 第1～3水曜(13:00～16:00)
 ※祝日、年末年始を除く
 ※女性弁護士が対応

他機関の相談窓口

東京ウィメンズプラザ

DV専用
 ☎5467-1721 電話・面接相談
 年末年始を除く毎日
 (9:00～21:00)
 ※面接相談は要予約

男性向け

☎3400-5313 電話・面接相談
 月・水・木曜(17:00～20:00)
 土曜(14:00～17:00)
 ※祝日、年末年始を除く
 ※面接相談(要予約)は水・木曜
 (19:00～20:00)のみ

東京都女性相談センター

☎5261-3110 電話・面接相談
 月～金曜(9:00～21:00)
 土・日曜、祝日、年末年始
 (9:00～17:00)
 ※面接相談は要予約

DV相談+(プラス)

☎0120-279-889
 電話・メール相談(24時間)
 チャット相談(12:00～22:00)



◀相談はこちら

掲載している情報は令和4年12月27日時点のものです。最新の情報はお問い合わせください。